

監 第 371 号

令和7年7月30日

仲村 覚 殿

沖縄県監査委員 川 畑 順 義

沖縄県監査委員 又 吉 清 義

沖縄県監査委員 喜友名 智子



沖縄県職員措置請求について（通知）

令和7年6月17日付けの沖縄県職員措置請求（以下「本件請求」という。）については、下記理由により却下します。

なお、監査委員 渡嘉敷道夫については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の2の規定に基づき除斥しています。

記

地方自治法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出がある等（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができるものである。

本件請求において請求人は、知事及び関係職員が平成26年から令和7年3月までの間に実施した「米国ワシントン事務所」（Okinawa Prefecture DC Office, Inc.（以下「本件法人」という。））に係る出資及び関連支出行為は、地方自治法、地方公務員法（昭和25年法律第261号）等に違反する「違法かつ不当な財務会計行為」であり、県に損害を生じさせたとして、知事及び関係職員に対する損害賠償の請求及び今後の追加支出を防止するための監視体制の強化並びに是正措置の徹底を求めているものと解される。

請求人は、次の(1)から(11)までの行為等を請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）であると主張していると解される。

- (1) 議会未経由の出資（地方自治法第96条第1項第6号、第237条第2項）
- (2) 公有財産台帳未記載（沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第55条）
- (3) 経営状況未報告（地方自治法第233条第3項、第243条の3第2項）
- (4) 無許可での営利法人役員就任（地方公務員法第38条）
- (5) 職務専念義務免除手続なし（地方公務員法第35条）
- (6) 非指定法人（本件法人）への違法派遣（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。）第2条、第10条）
- (7) 業務委託契約の違法性
- (8) L1ビザ申請の虚偽記載（米国法違反・ワシントン駐在に関する調査検証委員会報告書15頁）
- (9) FARA登録での虚偽報告の可能性（米国法違反・ワシントン駐在に関する調査検証委員会報告書16頁）
- (10) 年次株主総会の未開催（米国法違反・ワシントンD. C. 法典 § 29-305. 01）
- (11) 当該行為は、地方自治法第2条第14項（公正かつ合理的な行財政運営）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条第1項（財政の健全化）にも明確に違反する。

地方自治法第242条第1項の規定は、「住民に対し、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実（中略）に限って、その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する権能を認めたものであって、それ以上に、一定の期間にわたる当該行為等を包括して、これを具体的に特定することなく、監査委員に監査を求めるなどの権能までを認めたものではないと解するのが相当である。（中略）したがって、住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示すること」を要する（平成2年6月5日最高裁判決）。また、財務会計行為等が違法又は不当であることについては、具体的な理由を摘示しなければならない（平成3年3月27日東京地裁判決）とされている。

本件請求において請求人が主張する「違法かつ不当な財務会計行為」について、県の財務会計行為等であるか、財務会計行為等が個別的、具体的に特定されているか、違法又は不当であることについて具体的に示されているかについて検討する。

(1)については、請求人は、地方自治法第96条第1項第6号及び第237条第2項に基づく議会の議決が必要であるにもかかわらず議決を経たらず違法である旨主張する



が、当該行為について請求人は同規定が適用される具体的な理由を摘示しておらず、本件請求の事実証明書として添付されたワシントン駐在に関する調査検証委員会報告書及び監査結果報告書においても、当該行為が地方自治法に反する旨の記載はない。

(2)については、請求人の主張は、県が取得した株式を沖縄県公有財産規則（平成元年沖縄県規則第40号）第56条の規定に基づく公有財産台帳への記載を行っていなかったことを指しているものと解される。しかし、令和6年12月24日付けで公有財産台帳への登載が行われており、執行機関又は職員に、過去に職務懈怠があったとしても、もはやその不作為の違法状態を除去するための作為義務を履行する余地がなくなった場合は不適法な訴えとなる（昭和56年1月20日広島高裁判決）ことから、請求人の主張には理由がない。

(3)については、地方自治法第233条第3項及び第243条の3第2項に基づき知事が議会に対して決算等の書類を提出する行為であり、(4)及び(5)については、地方公務員法等に基づく職員の服務に関する行為であって、いずれも財務会計行為等に該当しない。

(6)については、請求人は、派遣法によらない違法派遣である旨主張しているが、財務会計行為等の具体的な内容を摘示しておらず、本件請求に添付された事実証明書においても具体的な内容が確認できない。

(7)については、請求人は「契約提案審査記録が存在せず、契約そのものが米国法・日本法双方に抵触する疑いがある」とした上で、平成27年度から令和6年度までに支出された業務委託費の累計額約7億円が損害である旨主張している。しかし、当該期間中に行われたどの支出がどのような理由で違法又は不当であるのかについて、具体的に摘示されていない。

(8)及び(9)については、米国政府に対する申請行為であり、いずれも県の財務会計行為等に該当せず、また、違法又は不当であるとする具体的な理由が摘示されていない。

(10)については、本件法人が行う行為であって、県の財務会計行為等に該当しない。

(11)については、請求人が主張する「当該行為」は、(1)から(10)までの行為全てを指すものと解され、それぞれ上記で述べたとおりである。

したがって、請求人が主張する(1)から(11)までの行為等は、住民監査請求の対象となる違法又は不当な財務会計行為等に当たらないと解するのが相当である。

本件請求において請求人は、知事及び関係職員が平成26年から令和7年3月までの間に実施した「米国ワシントン事務所」に係る出資及び関連支出は、地方自治法、地方公務員法等に違反する「違法かつ不当な財務会計行為」であり、出資額1,000ドル、10年間の駐在員人件費約3億円、平成27年から令和6年度までの累計の業務委託費約7億円、支出予定の撤収費用1,057万円が県に生じた損害額である旨主張する。

住民監査請求の対象となる財務会計行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与え、ひいては住民全体の利益に反するものでなければならず（平成6年9月8日最高裁判決

）、財務会計行為等に手続上の違法があることのみをもって当該地方公共団体に損害が生じたとは解しない（平成12年8月30日岡山地裁判決及び平成15年11月21日札幌地裁判決）とされているところである。

また、損害とは財務会計上の違法行為が行われなかったならば存在したであろう利益と、現に違法行為が行われた現在の利益との差である（昭和55年2月22日最高裁判決）とされているところである。

これを本件請求についてみると、請求人が主張する県に生じた損害とその範囲については、ワシントン駐在職員の設置及び活動支援のための委託事業の事業費、ワシントン駐在職員に係る人件費等の総額を示しているにすぎず、「違法かつ不当な財務会計行為」として請求人が主張する(1)から(11)までの行為等によって県にどのような損害が発生したか又はそのおそれがあるかを具体的に摘示しているとはいえない。

よって、本件請求は、地方自治法第242条第1項に定める要件を欠く不適法な請求として却下することを相当と判断した。